



# ASC JAPANDESK MONTHLY BULLETIN



**October, 2020**

Dear Reader,

**Konnichiwa**



I would like to express my gratitude to you to take out your valuable time to read our monthly newsletter “ASC JapanDesk Monthly Bulletin” . Our objective of releasing this newsletter is imparting relevant information, press releases, notifications, periodic updates, news, policies, events, announcements, opportunities, etc. pertaining to India and Japan and to keep you updated. There is a “Cultural Corner” also in this newsletter giving the background and importance of festivals or cultural events celebrated in India and Japan in the previous month.

We, as ASC, always believe in strengthening the relationship of India & Japan and between their people, exchanging each other’ s cultures and provide its services & support to Japanese Corporations and Expatriates. We understand and value holistic growth through our expert consultancy services in the field of taxation, assurance, financial and legal dimensions.

I am hopeful that reading this newsletter would be rewarding to the readers. This small initiative shall go a long way in building our healthy relationships and create the platform to work together in near future. I would like to request my readers to kindly share your valuable comments & suggestions on this initiative for its further improvisation.

I wish to close my note with the words *“Content could be anything, but it should add value to the reader’s life”* .

**Arigatoo Gozaimasu!!**

CA Amit Kumar Rai  
Vice-President  
ASC Group

読者の皆様へ



大変お世話になっております。

この度、弊社 ASC Group で月次のニュースレターを発行する運びとなりました。

目を通していただきましてありがとうございます。

ニュースレターの発行の目的は、税務、法務コンプライアンスのアップデート、上記に関わらず日印間におけるニュースの共有です。

毎月7日から10日の間に前月のハイライトをまとめてお届けする予定です。

インドで起こる日々は良い意味でも、悪い意味でも日本で過ごす日々とは一味違うと思います。ここでの経験、縁が将来なにか面白いものを生み出すと確信しております。インドにいる日本人という貴重な縁に感謝し、ASC Group として日系企業様のお力になれましたら幸いです。

本ニュースレターは弊社の事業領域のみならず、日本、インドに関わる話題、インドの文化の情報などを掲載していきます。

皆様のお役に立てれば幸いです。

記事の内容についてのご要望、ご質問等ありましたらぜひともご連絡ください。

最後になりましたが、ご家族ともにご自愛くださいませ。

得居 大祐

ジャパンデスクマネージャー

ASC グループ

## 目次

## 記載ページ

☞ 税務、法務アップデート	
1. DIRECT TAX	5-8
2. GOODS AND SERVICES TAX (GST)	9
3. FOREIGN TRADE POLICY	9
4. LABOUR LAW	10-11
5. MINISTRY OF CORPORATE AFFAIRS (MCA) – UPDATE	12
6. RESERVE BANK OF INDIA (RBI) – UPDATE	13
☞ インドは日本との関係を再び軌道に乗せる	14
☞ インドと日本が軍隊の相互補給及び役務提供協定に署名	15
☞ インドの最も信頼されるパートナーの一つ、日本	15-16
☞ 菅義偉が安倍晋三の後任に選ばれ、日本の次期首相に就任	16-17
☞ モディ首相は菅首相とインド日本サミットについて討議	17
☞ 来年の五輪開催に向けて	17-18
☞ 5G 技術のためインドと日本が協力	18
☞ EAM JAISHANKAR、第3国での協働による日印パートナーシップの拡大を呼びかける	19-20
☞ 繊維貿易を増加させる大きな可能性	20-21
☞ EV 用ポンプ：政府は電池メーカー向けに 46 億ドルのインセンティブを計画	21
☞ 日本オリックス、インド再生可能開発会社グレンコの株式 20%を 9 億 8000 万ドルで取得	22
☞ インド入国にかかるチャーター便	23
☞ コロナ禍における諸外国からの日本への入国について	23
☞ 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について	24-26
☞ インドのエアバブルの説明：旅行を許可されているのはだれか、許可されていないのはだれか？	26-27
☞ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして、入国・再入国を許可することのある具体的な事例	28
☞ インドのノベルコロナウイルスの最新情報	29-31
☞ UNLOCK 5.0 説明	31-34
☞ 文化コーナー	33

### 菅義偉が安倍晋三の後任に選 ばれ、日本の次期首相に就任



菅義偉氏は日本の与党の新党首と次期首相に選出されました。菅氏が予想していた党の採決での勝利... 詳細は 16 ページへ

### 5G 技術のためインドと日本が 協力



インドのモディ首相は菅義偉新首相と会談し、日印関係とパートナーシップのさらなる発展を目指し... 詳細は 18 ページへ

### EV 用ポンプ：政府は電池メー カー向けに 46 億ドルのインセ ンティブを計画



インドは、電気自動車の利用を促進し、石油への依存度を減らそうとして... 詳細は 21 ページへ



### 2020年10月1日から施行される TCS 規定

TCS は、販売されている商品または提供されているサービスに関して、販売者/サービス提供者によって収集されます。販売者/サービス提供者は、四半期毎にフォーム No .27 EQ にて TCS 報告書を提出し、購入者/サービス受領者に TCS 証明書を発行する必要があります。回収担当者に TCS を支払っているそのような購入者/サービス受取人（支払者）は、所得税申告でそのような TCS を控除することができます。TCS の扱いは TDS と同様です。

TCS は所得税法上の通知取引にのみ適用されます。TCS が適用可能な通知トランザクションは多くなく、以下のものが一例です。

- ☞ 酒類の販売
- ☞ Tendu leaves の販売
- ☞ 森林賃貸借に係る木材の売却
- ☞ 森林賃貸借以外の方法により取得した木材の販売
- ☞ その他の林産物であって、木材又は Tendu Leaves でないものの売却
- ☞ Rs 10lakh を超える自動車販売
- ☞ スクラップ売却
- ☞ 鉱物（石炭、亜炭又は鉄鉱）の探査権
- ☞ 駐車場、料金所、鉱業、採石業



Finance Act, 2020 において、TCS の適用範囲が拡大され、2020年10月1日から以下の取引についても同様に適用されます

1. Liberalized Remittance Scheme における送金
2. 海外ツアーパッケージの販売
3. TCS が有効な Income Tax Act ,1961 Section 206(1H)

### 1. 自由化送金スキーム (LRS) における送金に関する TCS:

自由化送金スキームの下では、公認販売店（銀行等）は、許可された通常のサービスもしくは資本材の購入、またはその両方の取引について、会計年度（4-3月）あたり最大 250,000 米ドルまで、居住者個人による送金を自由に許可することができます。このスキームは企業、パートナーシップ企業、HUF、信託などには適用されません。

また TCS として納税した分は TDS のクレジットとして計算されます。

TCS を徴収する責任がある者	銀行等の公認販売店
誰から TCS を徴収すべきか	LRS によりインドから送金している居住者個人
どの値から TCS が徴収されるか	会計年度における 70 万インドルピーの送金総額を超えた場合、超えた金額
TCS の適用率	PAN/Aadhaar の保持者は 5%、それ以外の場合は 10% (金融機関からの借入れにより教育資金を支出する場合は、TCS 0.5%)

注記：上記の規定は、他の規定により TDS を控除する責任を負う居住者個人が当該 TDS を控除した場合には、適用しません。

### 2. 海外ツアーパッケージ販売に関する TCS:

「海外旅行パッケージ」とは、インド国外の一か所または二箇所以上の国若しくは地域又は領域を訪問することを提供するツアーパッケージであって、旅費、ホテル宿泊費、搭乗費、宿泊費その他これらに類する費用又はこれらに関連する費用を含みます。

TCS を徴収する責任がある者	海外ツアーパッケージの販売者
誰から TCS を徴収すべきか	インド人または外国人のいずれかの海外ツアーパッケージの購入者
どの値から TCS が徴収されるか	海外旅行パッケージを購入したためにバイヤーから受け取った金額。限度額はありませぬ。
TCS の適用率	PAN/Aadhaar の保持者は 5%、それ以外は 10%

注記：上記の規定は、他の規定により TDS を控除する責任を負う居住者個人が当該 TDS を控除した場合には、適用しません。

### 3. 商品の販売に関する TCS:

TCS を徴収する責任がある者	商品の販売者
誰から TCS を徴収すべきか	商品の購入者
どの値から TCS が徴収されるか	会計年度において買手から受領した 500 万インドルピーの総額を超える金額。したがって、TCS は、たとえその受領者が 2020 年 10 月 1 日より前の期間に販売された商品に係るものであっても、500 万インドルピーを超える金額の対価を受領した時点で回収する必要があります。(輸出は計算の対象外)

販売者に適用するコンディション	直前会計年度において売上高/総収入額の合計が 1 億インドルピーを超える場合、TCS を回収する義務があります。
TCS の適用率	PAN/Aadhaar をもつ購入者は 0.075%、そうでない場合は 1%

### 覚えておくべき重要なポイント:

- (a) 本条は、2020 年 10 月 1 日以後に受領されたすべての販売対価(前受金を含む)に適用されます。これは、販売が 2020 年 10 月 1 日以前に行われた場合であっても同様です。
- (b) 本条に基づく TCS のための販売対価の受領の計算は、2020 年 4 月 1 日に遡って計算されなければなりません。したがって、売主が 2020 年 9 月 30 日までに買主から 500 万ルピー以上を受領した場合、TCS は、2020 年 10 月 1 日以降に買主から売買対価をすべて受領した時点で適用されます。
- (c) 本項に基づく TCS の徴収は、売却対価の受領を参照して行われるため、売却対価による調整、割引、または GST のような間接税は不要です。
- (d) このセクションは、定型ソフトウェア(市販のコンピューターソフトウェア)に適用されます。ただし、ソフトウェアの販売がサービスの販売として取り扱われる場合には、TDS の規定が適用されるため、TCS の対象とはなりません。
- (e) 本条は、商品の再販売について適用されます。ただし、商品を再販売する者が再販売業務に従事していない場合は、TCS の規定は適用されません。
- (f) お客様から回収された追加料金、関連料金、または自己負担料金は、販売対価の一部を構成する場合としない場合があります。これらの費用が販売請求書自体に反映されている場合は、販売対価の一部を構成する必要があります。個別の請求書で請求される場合は、販売対価の一部を構成しません。したがって、関連料金が販売対価の一部を構成する場合、TCS はそれに適用されるものとします。

注記：以下の担当者から TCS を収集する必要はありません。

- (a) 中央政府、州政府、大使館、高等委員会、公使館、委員会、領事館、外国の貿易代表部、第 10 条 (20) の説明に定義する地方公共団体又は中央政府としてのその他の者は、官報での告示により、当該告示に定める条件に従い、この目的のために特定することができます。
- (b) 売主が、第 206 C 条 (1)、第 206 C 条 (1 F) 及び第 206 C 条 (1 G) 等の第 206 C 条の他の規定に基づいて TCS を徴収する義務を負う場合、又は買主が、法律の何れかの規定に基づいて TDS を控除する義務を負い、当該金額を控除した場合。

### 第 206 条 (1 H) の規定は、次に関しては適用しません。

- (a) 公認の証券取引所を通じて取引される、または公認の清算機関（国際金融サービスセンターに所在する公認の証券取引所または公認の清算機関を含む）によって清算され、決済される証券および商品の取引；
- (b) CERC 規則 21 に従って登録された電力取引所を通じて取引される電力、再生可能エネルギー証書および省エネルギー証書の取引；
- (c) インドの空港において外国航空企業に供給する燃料について受領する販売対価の取引；
- (d) 非居住者売主からインドの買主への売買；
- (e) ある支店から同じ企業の別の支店への商品の移動



## OTHER IMPORTANT HIGHLIGHTS OF DIRECT TAX

☞ 中央直接税審議会（CBDT）では、2020年度から2021年度までの間の完全な精査のための申告書の強制選択及び賦課手続に関する指針を定めています。このガイドラインに基づく事例選定の実施は、2020年9月30日までに完了しなければならないとしています。

### 重要な判例

1. 減価償却費は、企業価値を表すのれん、仕入先との契約、およびその他の事業上の権利を表す営業権 [Geodis Overseas Private Limited vs DCIT (ITA 番号 2305/DEL/2015)] について計上されています。
2. 年末調整条項により源泉徴収される税金 [Tata Sky Limited vs ACIT (ITA No 3214 および 3215/Mum/2014)]
3. 外国で発生した外貨での現金支出は、第 40 A 条 (3) に基づく否認、すなわち 1 万インドルピー [Ramlord Apparels vs ACIT (ITA 番号 7349/月/2018)] を超える現金支払を招く。
4. 関連企業 [Boeing India Pvt Ltd. vs ACIT (ITA 番号 9765/Del/2019)] への給与費用 (出向者について) の償還に係る源泉徴収をしないこと。
5. インフラ及びデータセンターのホスティングフィー、管理サービスフィー及び紹介フィー [エデンレッド・プテ。Ltd 対 DCIT, ITA No. 1718/Mum/2014 (ムンバイ法廷)]
6. ITAT は、最終的な比較対象セット [MOL Maritime (India) Pvt. Ltd. [TS-416-ITAT-2020 (Mum) - TP] において、損失発生企業を認める。



1. 中央政府は GST の利息の計算対象を Net 金額としました。この措置は遡って遡及されることはなく、9月1日以降の計算に適用されます。
2. 販売者は 2020 年 10 月 1 日より総売上高が Rs. 500 Cr 以上である場合、E-invoice 使用が必須です。販売者はまだ電子請求書を値上げする準備が整っていないとのことであり、2020 年 10 月に所定の電子請求方法に従わずに発行された請求書は有効とみなされ、請求書の日付から 30 日以内に請求書リファレンスポータル (IRP) から当該請求書の請求書リファレンス番号 (IRN) を入手した場合には、ペナルティは課されないことが決定されました。ただし、2020 年 11 月 1 日以降に発行された請求書については、この緩和は適用されません。
3. 中央政府は様式 GSTR 9 (年度申告) 及び様式 GSTR 9 C (GST 監査レポート) の FY18-19 の提出期限を 2020 年 9 月 30 日から 2020 年 10 月 31 日まで延長しました。
4. B 2 C 向け請求書のダイナミック QR コードの印刷をする要求は 2020 年 10 月 0 日から 2020 年 12 月 0 日まで延長されました。
5. インド政府は、インドの通関手続地からインド国外に向けて航空機又は船舶により貨物を空輸するサービスに対する免税措置を 2021 年 9 月 30 日まで更に 1 年間延長した。



2020 年 9 月 1 日から 12 月 31 日の間に MEIS スキームの元で発行されるベネフィットは 2Cr 以上は発行されません。さらに、2019 年 9 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日 (LEO Date) の間に輸出をしていない企業、もしくは 2020 年 9 月 1 日以降に IEC を取得した企業は 2020 年 9 月 1 日以降、有効な MEIS ベネフィットを申請することができません。



## An overview of New Labour Codes

インド政府は、労働法を改革しインドでのビジネスの容易さを促進するために、29の中央労働法を4つの労働基準法に統合することを決定しました。

- ☞ **The Code on Wages, 2019 (the “Code on Wages”)** - 賃金及び賞与並びにこれらに関する事項については、The Code on Wages が制定しています。
- ☞ **The Code on Social Security, 2020 (the “SS Code”)** SSコードは、労働者に準備金、保険、謝礼などのより良い社会保障給付を提供することを目的としています。
- ☞ **The Occupational Safety, Health and Working Conditions Code, 2020 (the “OSH Code”)** - OSH Codeは、事業所で雇用される労働者の職業上の安全、健康および労働条件を規制することを目的としています。
- ☞ **The Industrial Relations Code, 2020 (the “IR Code”)** - IRコードはインドの労使紛争および労働組合を規制する法律の簡素化を目指しています。

前述の4つの新しい労働法は、既存の労働法に基づいて統合され、包含されています。

4 NEW LABOUR CODES	No.	OLD LABOUR LAWS
The Code on Wages, 2019	4	1. The Equal Remuneration Act, 1976, 2. The Minimum Wages Act, 1948, 3. The Payment of Wages Act, 1936, 4. The Payment of Bonus Act, 1965
The Code on Social Security, 2020	9	1. The Employees’ Compensation Act, 1923, 2. The Employees’ State Insurance Act, 1948, 3. The Employees’ Provident Funds and Miscellaneous Provisions Act, 1952, 4. The Employment Exchanges (Compulsory Notification of Vacancies) Act, 1959, 5. The Maternity Benefit Act, 1961, 6. The Payment of Gratuity Act, 1972,

		<ul style="list-style-type: none"> <li>7. The Cine-Workers Welfare Fund Act, 1981,</li> <li>8. The Building and Other Construction Workers' Welfare Cess Act, 1996,</li> <li>9. The Unorganized Workers Social Security Act, 2008</li> </ul>
The Occupational Safety, Health and Working Conditions Code, 2020	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. The Factories Act, 1948,</li> <li>2. The Contract Labour (Regulation and Abolition) Act, 1970,</li> <li>3. The Inter-State Migrant Workmen (Regulation of Employment and Conditions of Service) Act, 1979,</li> <li>4. The Building and Other Construction Workers (Regulation of Employment and Conditions of Service) Act, 1996,</li> <li>5. The Mines Act, 1952,</li> <li>6. The Dock Workers (Safety, Health and Welfare) Act, 1986,</li> <li>7. The Plantations Labour Act, 1951,</li> <li>8. The Working Journalists and Other Newspaper Employees (Conditions of Service) and Miscellaneous Provisions Act, 1955,</li> <li>9. The Working Journalists (Fixation of Rates of Wages) Act, 1958,</li> <li>10. The Motor Transport Workers Act, 1961,</li> <li>11. The Sales Promotion Employees (Conditions of Service) Act, 1976,</li> <li>12. The Beedi and Cigar Workers (Conditions of Employment) Act, 1966,</li> <li>13. The Cine-Workers and Cinema Theatre Workers (Regulation of Employment) Act, 1981</li> </ul>
The Industrial Relations Code, 2020	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. The Trade Unions Act, 1926,</li> <li>2. The Industrial Employment (Standing Orders) Act, 1946,</li> <li>3. The Industrial Disputes Act, 1947</li> </ul>

賃金に関する規範は、2019年8月に国会を通過し、大統領の承認を得て、その草案はフィードバックのために労働雇用省によって発表されました。

残る3つの労働基準法、すなわちSS基準、OSH基準、IR基準は2020年9月23日に議会を通過し、その後2020年9月28日に大統領の承認を得ました。インド政府は現在、これらの基準を実施するための規則を制定しているところであり、規則案は2020年11月に一般からの提案とフィードバックのために発表される予定です。

これらのニュースはさらに、政府が2020年12月までに4つの労働法すべてを一度に施行し、労働法の見直しの最終段階を完了することを目指していることを示唆しています。

.....



### FY 2019-2020 の AGM 延期について

Companies Act, 2013 によると、各会社は、決算日（一般的に、2019~20 年度については、年次総会を 2020 年 9 月 30 日以前に開催する必要がある）から 6 ヶ月以内、もしくは新規法人の場合は決算日から 9 ヶ月以内に年次株主総会を開催しなければならず、年次株主総会と年次株主総会との間に 15 ヶ月を超えてはならないとされています。

なお、Covid-19 のパンデミックの影響により、2019~20 年度の年次総会の開催期間は、2020 年 12 月 29 日までの 3 ヶ月間延長が認められていますが、これまでの年次総会から次の年次総会までの 15 ヶ月間を超えて延長することはできません。

また、初めての総会の場合、3 か月の延長は適用されないことが明らかになりました。

### Companies (Acceptance of Deposits) Rules, 2014 の改正

2020 年 9 月 7 日、総務省は、Companies (Acceptance of Deposits) Rules, 2014（既存の規則）を改正し、(Acceptance of Deposits) Rules, 2020（改正された規則）を通知した。届出は、以下の事項に関して、新規事業者に関する 2 つの改正に広く関係します。

#### (a) 転換社債型預金の受入れ

初期のスタートアップ企業は、転換社債(株式に転換可能または発行日から 5 年以内に償還可能)により 250 万ルピー以上の預金を受け入れることが認められた。この改正後、限度額は 10 年に引き上げられ、スタートアップ企業は、発行日から 10 年以内に転換/償還可能な転換社債の形で預金を受け入れることができるようになりました。

#### (b) 民間企業である創業者による株主からの預託金の受入れ

この改正により、民間企業である創業者は、設立の日から 10 年間、（それ以前は 5 年間）と何らの制限もなく株主からの預託金を受け入れることができるようになりました。



### 銀行取引について必要な LEI 認証 (2020 年 10 月 1 日より適用)

“Legal Entity Identifier (LEI)” 登録はこちらは個人事業主を除くすべての法人格が対象になります。インド準備銀行 (RBI) の管轄下で 10 月 1 日以降、有効になります。

LEI コードは、国際的な金融取引を行う企業に割り当てられた 20 文字の識別コードです。より良いリスク管理のための金融データシステムの質と精度を改善するための重要な手段として考えられてきました。

#### 対象となる企業

- a) 一度の取引金額が 100 万 USD(約 7000 万ルピー)以上であり、外貨取引の場合。資本金送金、物品・サービスの販売または購入による収入または支出、外国取引等による収入または支出など、非デリバティブ国際取引を行っている会社;
- b) 国債市場、短期金融市場等、RBI が規制する市場において一定額の取引を行っている企業;
- c) 銀行からの借入総額が 5 億インドルピーを超える企業

LEI は発行日から 1 年間有効で、毎年更新が必要です。

.....

## インドは日本との関係を再び軌道に乗せる

インドのブリティッシュ・ラージが残した最大で最も目に見え、最も影響力のある遺産は、インドを縦横に走る鉄道網であります。だから、インドのこの地域でのお気に入りの友人が鉄道に多額の投資をすることで彼らの関係を強化しようとしていることは驚くに値しないでしょう。日本はインドに対して帝国主義的な計画を持っていないが、この 10 年間に特に花開いたアジア横断的な友好関係は、経済と投資だけでなく、戦略的側面も持っています。



インドの新幹線は日本の高速新幹線をモデルにしています。インドは、デリー・アーメダバード、デリー・アムリトサル、デリー・バラナシ、チェンナイ・ミソール、ムンバイ・アーメダバード、ムンバイ・ハイデラバード、ムンバイ・ナグプル、バラナシ・ハウラーの計 8 路線を約束しています。この鉄道は、日本の対インド投資の一環であり、6 州の工業団地・港湾をデリー・ムンバイ間で結び、外国からの輸出や直接投資を促進することによりインド最大の工業地帯を形成する、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC）もその一つです。

Covid-19 により、大きな打撃を受けたが、Observer Research Foundation によると、インドにある日本企業は今も変わらず、東京との関係の重要性を強調しているといえます。また、インドには 1440 社以上の日本企業が進出しており、特にラジャスタン州やグジャラート州は日本企業誘致に本腰を入れています。インド北部ラジャスタン州では、ニムラナという町の内外に日本人の「経済特別区」として急成長している「リトルジャパン」があります。

日本とインドの関係も戦略的なものであり、両国はオーストラリア、米国とともに 4 者協議のメンバーであります。モディ氏と安倍晋三元首相は個人的にも親密な関係でした。菅義偉新首相がどのようなアプローチをとるかについては、まだほとんど情報がありませんが、前任者の時代にも継続することが予想されます。先週、日本とインド軍との間で、物品・役務の相互提供に関する協定が署名され、緊密な軍事協力への道が開かれました。

同じ文脈で、インドが新たなパートナーと共に新しい未来を築いた植民地時代の名残を土台にしているように、既存の交通インフラに加えて列車もまた、深く象徴的であることは明らかであります。

ソース：The Interpreter



## インドと日本が軍隊の相互補給及び役務提供協定に署名

インドと日本は、インド軍と日本の自衛隊との間で、物品及び役務の相互提供に関する協定に署名しました。この協定には、アジャイ・クマール国防長官と日本の鈴木聡大使が署名しています。9月9日、安倍晋三内閣総理大臣及びモディ首相



軍との間の物品又は役務政府とインド政府との間互提供契約」または ACSA

は、日本国の自衛隊とインドの相互の提供に関する日本国の協定(いわゆる「物品役務相

ACSA (一般にロジスティック間訓練活動、国連平和維持活動およびその他の相互に、物資や役務の相互提供に関して、インドと日本の軍隊がより緊密に協力することを可能にする枠組みを構築しています。この合意により、インド海軍はジブチの日本軍基地にアクセスできるようになります。日本の海上自衛隊 (JSDF) は、アングマン諸島とニコバル諸島におけるインドの軍事施設の使用を許可されることになりました。インドは現在、米国、オーストラリア、フランスと同様の協定を結んでおり、今年中にロシアとも調印する見通しです。

の署名を歓迎しました。ス協定と呼ばれる) は、二国持活動、人道的な国際救援活

また、両首脳は、日印重視の基本方針は不変であることを確認し、安全保障、経済、経済協力等の分野で引き続き緊密に協力していくことで一致しました。

ソース： Domain-b.com

## インドの最も信頼されるパートナーの一つ、日本

インドとは、年に1度の首脳会談と 2+2 の対話を行っているのは日本だけです。日本からの外国直接投資 (FDI) 流入の増加により、両国間の経済協力の目に見える増加がありました。これにより日本からの直接投資、インドに進出している日本企業の数が増えました。日本が行っている ODA (政府開発援助) の実績や事業が拡大しています。この事実は、私たちが世界をどのように見て、自分の興味をどのように定義しているかという点で、どれだけ同期しているかを示しています。



日印間の協力は、IT分野におけるサービス分野の拡大、第5世代AI等を含む多面的なものと考えられます。不確実性が増大する世界において、日印は、志を同じくする他の国々と協力することにより、平和、安定及び繁栄についての保証をもたらします。保健安全保障を含むことにより、国家安全保障の意識を世界的に拡大した COVID-19 のパンデミックについては、経済安全保障とサプライチェーンの安全保障を一体的な要素として捉える必要があります。

日本は「私たちには複数の革命、地下鉄革命、新幹線革命がありました...日本の歴史のおかげで、日本の強さのおかげで、近代化への私たち自身の旅において、あなたをより貴重なパートナーにしてくれます」と言われ、「インドの最も信頼されるパートナーであり、アジアとインドの近代化のための偉大なインスピレーション」とされています。

インドのビジネス環境と、世界の他の国々と比較した投資家について、EAM Jaishankar は「インドがインドであることにはリアリズムが必要だと思います。しかし、政治社会学が全く異なる国を例にとると、それは別の国です。日本の投資家は完璧な投資環境が整うのを待つことはできない」と述べました。

EAM は「Atmanirbhar Bharat」は世界のための製造業であり、雇用を創出することであると繰り返しました。「それはまた、世界の他の国と比べて、より有能な地域になることです。インドは雇用中心の経済を持つ必要がある。」彼は、コロナが世界的に大流行している時代には、どの国にも国益を追求する権利があると述べました。

ソース：Udaipur Kiran

## 菅義偉が安倍晋三の後任に選ばれ、日本の次期首相に就任



菅義偉氏は日本の与党の新党首と次期首相に選出されました。菅氏が予想していた党の採決での勝利しました。菅氏は 377 票、他の 2 人は計 157 票を獲得しました。選挙は、健康問題を理由に辞任を表明した安倍晋三首相の後任を選ぶために行われました。

菅氏は安倍氏の右腕という控えめなイメージにもかかわらず、首相官邸の求心力を利用して政策調整官としての仕事をやり遂げ、官僚に影響を与えるという強権的なアプローチで知られています。菅長官は「改革派で、官僚の縄張り意識を打破

して政策を実現してきた」と強調します。彼は、携帯電話料金の値下げや農産物輸出の促進など、日本でブームとなっている外国観光産業の実現に尽力した功績を自負しています。

国内での政治手腕と比べると、菅氏は海外にほとんど行ったことがないため、外交手腕は不明ですが、安倍氏の道と優先事項を追求することが期待されています。菅長官は、コロナウイルスや経済的な影響に加え、東シナ海で強硬な行動を続ける中国など、いくつかの課題を受け継ぐ考えました。また、この大流行のために来年の夏に延期された東京五輪をどうするかも決めなければなりません。そして、彼は米国の大統領選で勝利する者と良い関係を築く必要があります。

ソース： India.com

---

## モディ首相は菅首相とインド日本サミットについて討議

モディ首相と菅義偉新首相は、自由で開かれた包摂的なアジア太平洋地域は、インド太平洋地域の経済構造を含む「強靱な」サプライチェーンに基づくべきであると宣言し、インド、日本及び志を同じくする他の国々の協力を歓迎しました。

両首脳は、専門技能労働者に関する協定の締結が進んでいることを評価しました。また、COVID-19を含む世界情勢や様々な課題についても議論が行われたが、モディ首相からラダック東部の実動線における現在の緊迫した情勢について説明があったかどうかについては、公式発表では明らかにされなかったです。

両首脳は、日印特別戦略・グローバル・パートナーシップがこの数年間に大きな進展を遂げたことに合意し、相互の信頼と共有された価値に基づき、この関係を更に強化していく意図を表明しました。

次回のサミットは、ラダックでのインドと中国の対立を背景に重要性を獲得します。日本はこれまで慎重な姿勢を貫いてきましたが、今回のサミットは、中国の南アジア地域での動きを東京が注視する初めての機会となります。

ソース： The Hindu

---

## 来年の五輪開催に向けて

日本の菅義偉首相は「日本は来年の夏に延期されている東京五輪・パラリンピックを2021年に開催し、世界的な流行病「COVID 19」を人類が克服したことを証明する決意」と表明しました。「安全で安心できる大会に皆さんをお迎えするために、私はこれからも努力を惜しみません」と彼は付け加えました。



当初、今年の7月24日から8月9日まで開催される予定だった東京オリンピックが、コロナウイルスの発生により、現在は2021年に延期されています。今では2021年7月23日から2021年8月8日まで開催されることになっています。また、東京オリンピックの主催者は、大規模な経費節減はほとんどないものの、来年の延期試合のいくつかの「単純化」変更を発表しました。

国際オリンピック委員会（IOC）のトーマス・バッハ会長は、COVID-19のワクチンや迅速検査は、延期された東京オリンピックを実施するための解決策ではないと述べました。そのため、彼らは来年のイベントの開催に大いに役に立つでしょう。バッハ会長は今月、IOC理事会後の記者会見で、「それらはシルバードレッドではないが、ゲームの構成を大いに容易にすることができる」と述べました。

ソース： India TV

---

## 5G 技術のためインドと日本が協力



インドのモディ首相は菅義偉新首相と会談し、日印関係とパートナーシップのさらなる発展を目指しました。両国間のパートナーシップの更なる発展のため、インドと日本は、5G及び5Gプラス技術に関し、他のQUAD戦略対話メンバーであるオーストラリア、米国及びイスラエルの協力を得て協力することを決定しました。日本で来月開かれるQUAD外相会議では、未来技術の開発問題が話し合われます。

### インドは、より技術的な世界標準を確立しようとしている

現在、日本との5G技術プロジェクトを含め、インドは3GPPや包括的移動通信標準機関にも目を向けています。また、産業・製造業の発展が変化する中で、インドはより技術的なグローバルスタンダードの設定を目指しています。

ソース： Finance Rewind

## EAM JAISHANKAR、第3国での協働による日印パートナーシップの拡大を呼びかける

南アジアにおける中国の影響力の増大を考慮して、インドと日本はスリランカ、バングラデシュとミャンマーの国々で協力する計画を検討し始めました。これは、中国の膨張政策に対抗する戦略的利益のために、日本とインドが同盟関係を強化していることの象徴と見ることができます。報告書「インド・日本：チャンスをつかむの時間」によれば、日印アクト・イースト・フォーラムは、バングラデシュ及びミャンマーとの連結性によってより大きな意義を有します。



Jaishankar 外務大臣は、インド・日本関係に関する FICCI 産業会議主催の会議において、以下のように述べました。

### ☞ 第三国での協力に関する議論の開始

同氏は、日印関係の新たな段階について、スリランカでの共同プロジェクトはまだ初期段階にあるが、両国は現在、インフラ整備やプロジェクト開発のために第三国で協力することを検討していると述べました。また、インドと日本は、第三国での協力の一環として、バングラデシュとミャンマーでのプロジェクトについて、緊密に協力・調整しながら協力する可能性を検討していると述べました。

### ☞ 日印関係が飛躍的に拡大

インドと日本の軍事協力に関する合意について、外相は、これは両国が協力する能力を実際的に垣間見せるものであると述べました。物品役務相互提供協定（ACSA）の署名は、アジア全体の安定及び安全を強化します。この協定は、インドと日本の防衛軍による物品・役務の相互提供であり、両国の軍隊は協力のために互いの軍事施設へのアクセスを確保します。

### ☞ 日印関係

Jaishankar 氏は、インドと日本の関係はここ数年で多様化しており、特に安倍晋三元首相とモディ首相の個人的なつながりを含め、両国の関係はここ数年で大幅に拡大したと述べました。関係は「狭い二国間関係」から「広い相互作用の展望」に変わり、「関係の成熟」をさらに意味します。「両国の考え方は、地域およびグローバルな戦略問題と非常によく似ている。」と付け加えました。

日本代表部の安藤利秀次長は、日本は「インドで製造する」と「世界に貢献する」の両イニシアティブにおいて、インドの揺るぎないパートナーであるとも述べています。そして、「インドは、貿易と投資の拡大を通じて、世界のサプライチェーンにおいて中心的な役割を果たすことにより、より強くなる。」と付け加えました。また、インドメディアの報道によれば、日本企業はグローバル・サプライチェーンのハブとなることを目指すインドの新たな試みにおいて、より大きな役割を果たしたいと考えていると述べました。日本企業の進出も増え、昨年は 1,454 社に達しました。また、日本との間では、経済的なサプライチェーンの安全保障とともに、保健安全保障を含む国家安全保障が拡大しており、新たな協力分野が生まれる可能性があるとして述べました。

しかし、安藤氏は、複雑な法制度や税制、滞納金、困難な労働問題、不十分なインフラ、契約の執行に関連する問題など、インドで日本企業が直面している課題も列挙しました。安藤さんは「**不確実性を増す世界において、日本とインドは、志を同じくする他の国々と協力することによって、平和、安定及び繁栄の保証をもたらすことができる。**」と話しています。

---

## 繊維貿易を増加させる大きな可能性



COVID-19 のパンデミックは、サプライチェーンの多様化の必要性を提起しており、日本企業も特定の地域への依存を減らすことを計画しています。繊維分野では、イタリア、ベトナム、韓国、米国に加え、中国が引き続き日本への主要な繊維供給国となっています。日本市場におけるインドのシェアは取るに足りないものですが、インドの繊維部門には、両国間の二国間繊維貿易を増加させ、日本の部門特有のニーズに応える十分な潜在性があります。

インドは衣料、繊維、アクセサリー、最終製品の宝庫です。アパレル製造におけるインドの主要な強みは、豊富な原材料(綿、繊維、糸、布地など。)、垂直統合された工場、適正な賃金での熟練労働力、多様なデザインの生地の手入手可能性であります。インドの製造業者はまた、量については柔軟性を保ち、品質管理については実践的なアプローチをとりながら、技術革新を行う用意があります。

インドは低コスト生産と伝統的知識という点で繊維部門で比較優位を有するため、インドは日本により弾力的なサプライ・バリュー・チェーンを提供することもできます。唯一の懸念は、インドの輸出業者が生産性

や価格などの問題に取り組まなければならないことであります。したがって、「インドの出展者・輸出者は日本の質の高い要求を満たすことができる」と考えられます。

インド側特使はまた、日本市場向けのインドの繊維製品と衣類の品質改善と試験実施を目的に、インド繊維省の繊維委員会と日本のニッセン品質評価センターの間で覚書（MOU）を締結するため、両国が緊密に協力していると伝えました。

ソース：Menafn

---

## EV用ポンプ：政府は電池メーカー向けに46億ドルのインセンティブを計画

インドは、電気自動車の利用を促進し、石油への依存度を減らそうとしているため、先進的な電池製造施設を建設する企業に46億ドルのインセンティブを提供する予定であります。モディ首相が議長を務める連邦政府のシンクタンクは、2030年までに先進的な蓄電池を製造する企業に46億ドルのインセンティブを与えることを提言しました。その手始めとして、来年度には90億ルピー（1億2200万ドル）の現金とインフラ面でのインセンティブを与え、それを毎年実施します。

インドは石油への依存を減らし、公害を減らすことに熱心だが、電気自動車の普及には製造業への投資や充電所などのインフラへの投資が不足しています。世界で2番目に人口の多いインドでは、昨年1年間に販売された電気自動車はわずか3,400台で、従来型乗用車は170万台でした。

NITI Aayog がまとめた提案では、電気自動車が広く普及すれば、インドは2030年までに石油輸入費用を400億ドルも削減できるとしています。同提案は、「現在、インドでは蓄電池エネルギー貯蔵産業は非常に初期段階にあり、投資家は日の出産業に投資することを少し恐れている」としています。文書にはまた、「インドは電気自動車用電池など一部の電池の輸入税率（5%）を2022年まで維持する方針だが、その後は現地生産を促進するために15%に引き上げる」と書かれています。報告書によると、バッテリーの年間国内需要と市場規模は現在、50ギガワット時未満で、20億ドルを少し上回る程度で、10年後には230ギガワット時にまで成長し、140億ドルを超える規模になる可能性があります。この提案では、2030年までにどのくらいの数の電気自動車が走行するかについては推定していないが、政府の補助金を受けて製造施設を建設するには5年間で約60億ドルかかると推定しています。この政策は、韓国のLG化学や日本のパナソニックなどのバッテリーメーカーだけでなく、タタ・モーターズやマヒンドラ&マヒンドラなど、インドで電気自動車の生産を開始した自動車メーカーにも恩恵をもたらす可能性があります。

ソース：The Indian Express

## 日本オリックス、インド再生可能開発会社グレンコの株式 20%を 9 億 8000 万ドルで取得



金融グループのオリックス株式会社は、再生可能エネルギーのプロジェクト開発会社である Greenko Energy Holdings と、同社株式の約 20%を総額約 9 億 8000 万ドル(720 億 7000 万歳)で取得する包括契約を締結したことを発表しました。合意の一環として、同社は株式と引き換えにインドの風力発電ポートフォリオの 873 MW を Greenko のポートフォリオに追加します。

昨年、オリックスがインフラストラクチャー・リース&ファイナンシャル・サービスズ・ウインド・エナジー社 (IWEL) と共同で所有する風力発電子会社 7 社の株式 51%を取得する予定であることが報じられました。IWEL は Telangana を拠点とするインフラ開発・投資会社であり、オリックスも大きなシェアを持っています。同社は、IL&FS Energy Development Company Limited および Infrastructure Leasing & Financial Services Limited の完全子会社です。オリックスは、インドで風力発電事業を展開する特別目的会社 7 社の株式 49%を保有しています。これら 7 つの SPV は、主に風況が特に良好なインド南部と西部の 7 つの州で合計 873 MW の風力発電プロジェクトを運営しています。

Greenko はインドで合計 4.4 GW の運転容量を持つ自然エネルギーポートフォリオを持っています。**国営電力会社やインドの政府系機関などと長期の電力購入契約を結んでいます。** India Solar Project Tracker によると、Greenko は 1.2 GW の大規模太陽光発電プロジェクトを運営中であり、約 1 GW のプロジェクトが開発中であります。

2020 年 6 月には、アンドラプラデシュ政府も Greenko Energies による自然エネルギー統合プロジェクトの設立を承認しました。計画通り、Greenko は 1 GW の太陽光プロジェクト、550 MW の風力プロジェクト、1.2 GW の独立型揚水発電所を設置する予定でありました。シンガポールの政府投資会社 (GIC) とアブダビ投資庁 (ADIA) がグリーンコの株式をそれぞれ 65.8%、16.5%保有しています。NTPC リミテッドは先月、同社の完全子会社である NTPC Vidhyut Vihar Nigam Limited が Greenko Energies と、24 時間再生可能エネルギーの供給機会を探るための覚書に調印したと発表しました。

ソース：Mercom India

## インド入国にかかるチャーター便

### 就航、入国、査証に関して

#### ☞ 9月のチャーター便

運航日 9月25日  
 搭乗者数 105名  
 新規査証取得者 24名（帯同3名）  
 業種内訳：製造業中心にすべての業種

#### ☞ 運航日 9月29日

搭乗者数 216名  
 新規査証取得者 56名（帯同19名）  
 業種内訳：製造業中心にすべての業種



### 今後の予定

☞ 10月7日、16日、31日に就航予定

Source: JCCII

## コロナ禍における諸外国からの日本への入国について

外務省の発表によりますと、8月28日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。入国拒否対象地域に新たに13か国が追加、なお現在対象の国、地域は159か国。（\*日本国籍者は対象外）

### 本邦滞在中の在留資格保持者の再入国予定の申し出について

日本国政府は、8月31日までに再入国許可（みなし再入国許可を含む）をもって出国した在留資格保持者で所定の手続を経た者に対し、出国日に拘わらず、9月1日（本邦到着分）以降の再入国を認めることを決定しました。9月1日以降に出国する場合は新しく所定の手続きが必要になります。詳細は以下のリンクをご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00245.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00245.html)

ソース: <http://www.moj.go.jp/content/001326711.pdf>（出入国在留管理庁）

## 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

令和2年6月18日、日本国政府は、一般の国際的な往来とは別に、ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置し、現行の水際措置（注1）を維持した上で、追加的な防疫措置（注2）を条件とする仕組みを試行することとしました。



（注1）空港での新型コロナウイルス感染症の検査（入国拒否対象国・地域からの渡航者）、14日間の公共交通機関不使用および自宅等（検疫所長が指定する場所）待機

（注2）入国前の検査証明、入国後14日間の位置情報の保存等（14日間の自宅等待機期間中のビジネス活動を望む場合には、さらに「本邦活動計画書」（滞在場所、移動先等を記載）の提出等）

また、令和2年9月25日、日本国政府は、同年10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することを決定しました（防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める）。この決定による新規入国許可の対象となる在留資格等については、[こちらのページ](#)を御確認ください。対象となる外国人の方が本邦に入国するために必要な手続きについては、[こちら](#)を御確認ください。

### 1. 利用可能なスキーム（対象各国・地域で現在利用可能なスキームは相手国・地域との調整状況により異なります）

本件試行措置の下では、以下のビジネストラック及びレジデンストラックのスキームがあります。

**ビジネストラック**：本件試行措置により例外的に相手国又は本邦への入国が認められ、「本邦活動計画書」の提出等の更なる条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅等待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）スキームです（注）。主に短期出張者用です。

（注）自宅等と勤務先の往復等の限定した形で、公共交通機関不使用、不特定の人が入り出す場所への外出は回避ください。

**レジデンストラック**：本件措置により例外的に相手国又は本邦への入国が認められるものの、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅等待機は維持されるスキームです。主に駐在員の派遣・交代等、長期滞在者用です。

## 2. 対象国・地域

本件試行措置（「ビジネストラック」及び「レジデストラック」）は、各国・地域と協議・調整の上、準備が整い次第、順次実施していくこととしています。感染状況が落ち着いている国・地域を対象として協議・調整を開始しています（現時点で、ベトナム、タイ、豪州、ニュージーランド、カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾）。

現在、以下の対象国・地域との間で実際に運用を開始（開始日が決定）していますので、利用を希望される場合は、渡航される国・地域名をクリックして必要な手続・書類を確認の上、申請をお願いします。必要書類は随時更新していますので、必ず以下の国名をクリックした先のページに掲載している最新のフォーマットをご利用ください。

レジデストラック：入国後 14 日間の自宅待機は維持しつつ、双方向の往来を再開するスキーム

- 👉 タイ（7月29日（開始済み））
- 👉 ベトナム（7月29日（開始済み））
- 👉 マレーシア（9月8日（開始済み））
- 👉 カンボジア（9月8日（開始済み））
- 👉 ラオス（9月8日（開始済み））
- 👉 ミャンマー（9月8日（開始済み））
- 👉 台湾（9月8日（開始済み））
- 👉 シンガポール（9月30日）
- 👉 ブルネイ（10月8日）



（注）外国人の方が本ページ冒頭の令和2年9月25日の政府決定に基づき本邦への新規入国を希望される場合は、レジデストラックと同様の手続が必要になります。必要な手続・書類は出発国・地域が入国拒否対象地域に指定されている場合とそうでない場合で異なりますので、[こちらのページ](#)でご確認の上（同ページの1（1）に含まれる場合は入国拒否対象地域）、以下該当する方をクリックしてください。

- 👉 [入国拒否対象地域に指定されている国・地域](#)（上記ページの1（1）に含まれる国・地域）
- 👉 [それ以外の国・地域](#)

**ビジネストラック**：入国後 14 日間の自宅待機期間中も行動範囲を限定した形でのビジネス活動を可能とするスキーム

📍 シンガポール（9月18日（開始済み））

（注）シンガポールとの間の「ビジネストラック」については、現在交渉中の他の国・地域との間で「ビジネストラック」を利用する場合は必要な手続、書類等に変更が生じる可能性がありますのでご注意ください。

ソース：引用 外務省 HP [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

## インドのエアバブルの説明：旅行を許可されているのはだれか、許可されていないのはだれか？

インドは、国際線の搭乗制限を9月30日まで延長しましたが、7月中旬に再開した国際線の搭乗可能制限は「エアバブル」だけでした。それ以来、インドのエアバブル数は16ヶ国に増え、リストに入った最新の一つは日本です。ヨーロッパの一部の国では感染の第二波が起きており、エアバブルを使って国際航空旅行の「ニューノーマル」になりそうな特定の国の間を自由に行き来できるようになっています。

### エアバブルとは何か？

エアバブルは、COVID-19 のパンデミックのために定期国際航空便が停止された場合に、航空会社、無制限の乗客などの商業旅客サービスを再開することを目的として、2 国間で確立された一時的取り決めであります。一方通行の帰国便とは異なり、搭乗するには大使館にてエアバブルを利用することを登録する必要があります。また、検疫と Covid-19 テストを緩和するために、政府は到着地でのルールと、お互いが安全であると認識する「エアバブル」合意を実施しています。このような取り決めはまた、加盟国間の貿易関係を再燃させ、旅行や観光などの分野を活性化させることができます。



### インドはどの国とエアバブル協定を結んでいるか？

7月に、インドは米国、ドイツ、フランスとエアバブルに合意し、その後、英国、カナダ、モルディブ、UAE、カタール、バーレーン、ナイジェリア、イラク、アフガニスタン、日本の10カ国とエアバブル協定を締結しました。

10月3日現在、上記を含む16の国とエアバブルを締結しています。

### これらの国への渡航はだれが許可されていますか？

観光目的のビザを除き、有効期限が1カ月以上の有効なビザを持っているインド人は渡航することができます。さらに、政府は現在、すべての OCI カード所有者のインドへの入国を許可しています。また、外国航空会社は、目的地の国が国境を通過できることを条件に、自国を通過したい乗客を搭乗させることも認められています。民間航空省は、インドからこれらの国へ旅行できる人に関する詳細なガイドラインと、これらの国からインドへ旅行するための基準を発表しました。

**日本：** インドは日本と一緒にエアバブルに合意しました。インド及び日本の航空会社は、現在、インドと日本との間のサービスを運営することが認められており、以下の人はそのような便を利用できます。

#### 📞 インドから日本へ

- a) 日本国の居住者並びに日本国が渡航の際に課した国境措置及び旅行制限の対象となる有効な日本国の査証を有する外国人；および
- b) 日本国からのいかなる種類の有効な査証を所持するインド国民であって、日本国が渡航の際に課する国境措置及び旅行制限の対象となる人。関係航空会社は、インド人旅客に航空券/搭乗券を発行する前に、インド人が特定のビザ区分で日本に入国する際の旅行制限がないことを確保するものとします。



#### 📞 日本からインドへ

- a) 日本に残留しているインド国籍を有する者
- b) 日本のパスポートをお持ちのすべての在外インド人 (OCI) のカード所有者；および
- c) 外国人(外交官を含む)で、インドの内務省 (MHA) ガイドライン 2020 年 30 月 6 日付けで随時改正されたものの対象となるいずれかのカテゴリーにおいて、インド大使館が発給した有効な査証を所持する者。

ソース：Indian Express

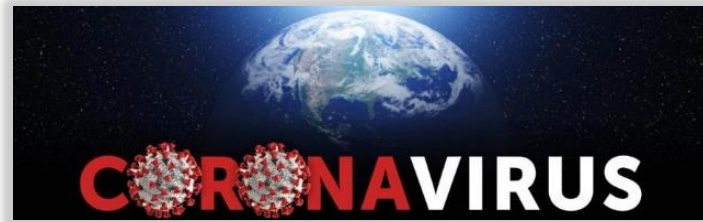
## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして、入国・再入国を許可することのある具体的な事例

- ☞ 日本人・永住者の配偶者又は子
- ☞ 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており家族が分離された状態にある
- ☞ 「教育」又は「教授」の在留資格を取得する外国人で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じており、その補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国の必要があるもの
- ☞ 「医療」の在留資格を取得する外国人で、医療体制の充実・強化に資するもの
- ☞ 10月1日以降に入国する者で、必要な防疫措置を確約できる受け入れ企業、団体が本邦にあるもの（「外交」または「公用」の在留資格を取得する者を除く。）「短期滞在」の在留資格を取得するものについては短期間の商用を目的として査証を受けた者に限る
- ☞ 「国際的な人の往来再開に向けた段階措置」に沿って上陸申請する外国人、ないし上記のほか、特に人道的配慮すべき事情があるときなど、個別の事情に応じて特段の事情が認められるもの

入国目的等に応じて、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において、査証の発給を受ける必要があります。

ソース：<http://www.moj.go.jp/content/001325802.pdf>（出入国在留管理庁）

.....



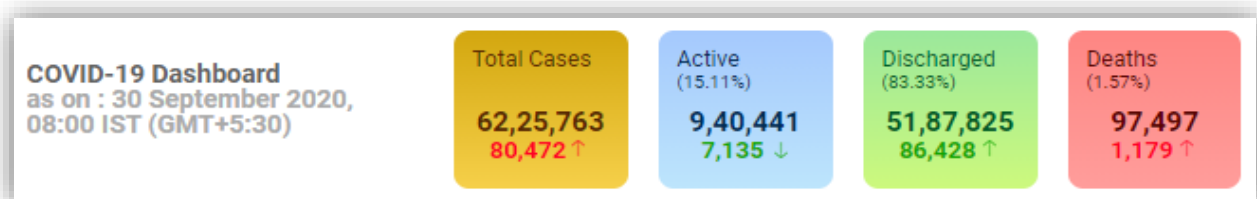
## インドのノベルコロナウイルスの最新情報

インドにおけるノベルコロナウイルスの蔓延は、ここ数日間で急速に進み、毎日 COVID-19 の新規ケースと死亡例が報告されています。パンデミックは国内に広がり、1月30日にケーララで最初のケースが確認されて以来、620万人を超えた人々に影響を与えています。9月6日、インドはブラジルのコロナウイルスの総数を上回り、COVID-19のケースの数は世界で2番目に多くなりました。



しかし、現在インドでは、全陽性ケースに占める活動性ケースの割合が着実に減少する傾向が続いています。8月1日の33.32%から9月30日の15.11%まで、活動性ケースは2か月で半以下になり、COVID-19症例死亡率も1.57%であります。活動性ケースの総数の76%は、最も影響を受けた10州にあります。インドの回復率は83.33%に達し、上昇基調が続いています。回復の数が増えるにつれ、回復したケースと活動的なケースとの間のギャップは継続的に拡大しています。

### COVID-19 ダッシュボード (2020年8月31日現在)



## インドにおける COVID-19 ケースの州別の状況

STATE/UTS	TOTAL CASES	ACTIVE	DISCHARGED	DEATHS	ACTIVE RATIO	DISCHARGE RATIO	DEATH RATIO
Andaman And Nicobar	3,821	181	3,587	53	4.74%	93.88%	1.39%
Andhra Pradesh	6,87,351	59,435	6,22,136	5,780	8.65%	90.51%	0.84%
Arunachal Pradesh	9,553	2,794	6,743	16	29.25%	70.59%	0.17%
Assam	1,77,221	32,539	1,44,002	680	18.36%	81.26%	0.38%
Bihar	1,81,285	12,366	1,68,025	894	6.82%	92.69%	0.49%
Chandigarh	11,816	2,060	9,598	158	17.43%	81.23%	1.34%
Chhattisgarh	1,10,655	31,225	78,514	916	28.22%	70.95%	0.83%
Dadra And Nagar Haveli And Daman and Diu	3,032	120	2,910	2	3.96%	95.98%	0.07%
Delhi	2,76,325	27,524	2,43,481	5,320	9.96%	88.11%	1.93%
Goa	32,777	4,577	27,781	419	13.96%	84.76%	1.28%
Gujarat	1,35,842	16,676	1,15,727	3,439	12.28%	85.19%	2.53%
Haryana	1,26,974	14,804	1,10,814	1,356	11.66%	87.27%	1.07%
Himachal Pradesh	14,747	3,573	10,991	183	24.23%	74.53%	1.24%
Jammu And Kashmir	74,095	17,414	55,517	1,164	23.50%	74.93%	1.57%
Jharkhand	82,540	11,942	69,898	700	14.47%	84.68%	0.85%
Karnataka	5,92,911	1,07,756	4,76,378	8,777	18.17%	80.35%	1.48%
Kerala	1,87,276	61,869	1,24,688	719	33.04%	66.58%	0.38%
Ladakh	4,195	1,030	3,107	58	24.55%	74.06%	1.38%
Lakshadweep	0	0	0	0	0%	0%	0%
Madhya Pradesh	1,26,043	21,317	1,02,445	2,281	16.91%	81.28%	1.81%
Maharashtra	13,66,129	2,60,789	10,69,159	36,181	19.09%	78.26%	2.65%
Manipur	10,746	2,642	8,039	65	24.59%	74.81%	0.60%
Meghalaya	5,463	1,476	3,940	47	27.02%	72.12%	0.86%
Mizoram	1,986	410	1,576	0	20.64%	79.36%	0%
Nagaland	6,040	1,037	4,986	17	17.17%	82.55%	0.28%

Odisha	2,15,676	33,367	1,81,481	828	15.47%	84.15%	0.38%
Puducherry	27,066	4,933	21,616	517	18.23%	79.86%	1.91%
Punjab	1,12,460	16,824	92,277	3,359	14.96%	82.05%	2.99%
Rajasthan	1,33,119	20,376	1,11,272	1,471	15.31%	83.59%	1.11%
Sikkim	2,937	667	2,235	35	22.71%	76.10%	1.19%
Tamil Nadu	5,91,943	46,281	5,36,209	9,453	7.82%	90.58%	1.60%
Telangana	1,91,386	29,326	1,60,933	1,127	15.32%	84.09%	0.59%
Tripura	25,734	5,765	19,692	277	22.40%	76.52%	1.08%
Uttar Pradesh	3,94,856	52,160	3,36,981	5,715	13.21%	85.34%	1.45%
Uttarakhand	47,995	9,122	38,282	591	19.01%	79.76%	1.23%
West Bengal	2,53,768	26,064	2,22,805	4,899	10.27%	87.80%	1.93%

ソース：MyGov および MoHFW からの表データ



## UNLOCK 5.0 説明

インド政府は、アンロック 4 について、ガイドラインを発表しました。このガイドラインは、10 月 1 日から施行され、10 月 30 日まで効力を有します。

新ガイドラインによれば、以下のとおりであります。

- ☞ すべての映画館、劇場は座席数の最大 50%、スポーツマン用にスイミングプール、企業間 (B2B) 展示会は機能することが許可されており、SOP が発行されます。
- ☞ 宗教的、政治的な集会を含むあらゆる種類の集会で 100 人の制限が許されています。10 月 15 日からすべての州は、格納容器区域外でのそのような活動を許可する柔軟性を与えられており、収容能力の最大 50% の集合を認め、も 200 人の上限を維持しています。

- ☞ 国際航空旅行は、政府により許可されているもの、すなわち「Air-bubble」スキームと「Vande Bharat Mission」を除き、10月31日まで停止されたままであります。
- ☞ 州及びユニオン・テリトリーは、10月15日以降の学校及びコーチング機関の再開に関するものは状況を等級別に評価し、決定を下す柔軟性を与えられました。また、学生は学校に物理的に通うのではなく、希望すればオンライン授業に参加することが認められています。すべての学生は、親の同意を得た場合に限り、学校・施設への出席を許可されます。そして出席は強制されてはなりません。
- ☞ 州は、中央政府と事前の協議なしに、封じ込め区域を除いて、いかなる現地の封鎖も課してはなりません。人及び物品の国家間及び国家内の移動に対する制限はなく、また、このような移動に対して個別の許可又は電子許可は必要とされません。
- ☞ 旅客列車および国内線の運行は、標準業務手順書（SOP）に従って引き続き規制されます。ロックダウンは10月31日まで封じ込めゾーンで実施され、州は、社会的距離の強制のために CrPC のセクション 144（四人以下の者の集合の禁止）の規定を利用することができます。
- ☞ フェイスマスクの着用、社会的距離の維持、サーマルスキャンの準備、手洗いまたは消毒剤の使用が義務付けられます。

# UNLOCK 5.0

## WHAT ALL IS ALLOWED FROM OCT 15

<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ Cinema halls, theatres, multiplexes, entertainment parks with up to 50% capacity</li> <li>▶ Schools, coaching institutes and colleges if states/UTs permit</li> </ul> <p>Students can attend schools/institutes with written consent of parents; physical</p>	<p>attendance not must</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ Swimming pools being used for training of sportspersons</li> <li>▶ Business-to-business exhibitions</li> <li>▶ Social/academic/sports/entertainment/religious gathering beyond the limit of 100 people</li> </ul>
--	---

## WHAT STAYS THE SAME

<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ Lockdown in containment zones</li> <li>▶ No international air travel except as permitted by MHA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ Vulnerable persons above 65, people with comorbidities, pregnant women, children under 10 advised to stay home</li> </ul>
---	--

## ピトラ・パックス（通常は「シュラッド」として知られています）

「シュラッド」または「ピトラ・パックス」は、ヒンズー教徒が祈りをささげて先祖を思い出す 16 日間の期間であります。「シュラッド」は、私たちが今日あるようになるのを助けてくれたことで、すでに亡くなった親や祖先に敬意と心からの感謝を表す方法です。経典によれば、「シャード」の間に行われる儀式が死者に安らぎをもたらすと言います。

### 儀式はどのように行われますか？

この儀式は通常は長男が営みます。儀式を執り行う者が自宅で僧侶を招いて「ハバン」を行います。先祖には米と水が供えられます。ヒンズー教徒は貧しい人々にさまざまな食べ物や料理、衣服、穀物を提供します。儀式を手伝う司祭には、特別に調理された食事が与えられ、細心の注意が払われます。その儀式は、僧侶に金銭的な寄付をすることで終わります。ヒन्दウー教徒は牛を神聖なものと考えているので、牛には食べ物が与えられます。犬、カラス、アリに餌をやることも効果があると考えられています。



### 信念

16 日間は不吉とされ、婚約や結婚式、新築祝いなどの行事は行われません。また、死者の呪いを避けるために、その 16 日間は菜食以外の食物を摂取しないことが不可欠であるとも述べています。

今年、多くの人々が、COVID19 の世界的パンデミックのために自宅で儀式を行うことを選択しました。Prayagraj（神聖な都市）では、今回はガンガー川の土手の人の数が少なかったです。多くの人々は以前に儀式を行うために神聖な都市を訪れることを考えていましたが、パンデミックを考慮して旅行の制限のために来ませんでした。





# For enquiries, you may reach us at:

## Delhi Head Office

73, National Park, Lajpat Nagar IV,  
New Delhi - 110024 (India)  
Phone: +91-11-41729056-57, 41601289  
[www.ascgroup.in](http://www.ascgroup.in), [info@ascgroup.in](mailto:info@ascgroup.in)

## Noida Corporate Office

C-100, Sector-2, Noida- 201301  
Uttar Pradesh (India)  
Phone No: +91-120-4729400

## Gurgaon Office

605, Suncity Business Tower  
Golf Course Road, Sector-54,  
Gurugram - 122002, Haryana (India)  
Phone No.: +91-124-4245110/116

## Mumbai Office

Sagartech Plaza,  
B- Wing, Office No. 605,  
Andheri Kurla Road,  
Sakinaka, Andheri (East),  
Mumbai – 400 072, Maharashtra (India)  
Phone No: 022-67413369/70/71

## Bengaluru Office

0420, Second Floor,  
20th Main, 6th Block, Koramangala,  
Bangalore - 560095, Karnataka (India)  
Phone No.: 80-42139271

## Chennai Office

Level2 – 78/132,  
Dr RK Salai Mylapore  
Chennai - 600004, Tamil Nadu (India)  
Mobile No: +91-8860774980

## Singapore Office

11 Woodlands Close, #04-36 H,  
Woodlands 11, Singapore -737853  
Mobile No: +65-31632191  
[www.ascgroup.sg](http://www.ascgroup.sg),  
[info@ascgroup.sg](mailto:info@ascgroup.sg)

## Canada Office

885 Progress Ave Toronto  
Ontario M1H 3G3 Canada  
Mobile No: +1437-774-4488  
[www.ascventures.ca](http://www.ascventures.ca),  
[info@ascventures.ca](mailto:info@ascventures.ca)

### Contact Person (Indian side)

**CA Amit Kumar Rai**  
**Vice President**  
[amit.ra@ascgroup.in](mailto:amit.ra@ascgroup.in)  
**M: +91-9667699523**

### Contact Person (Japanese side)

**Daisuke Tokui**  
**Manager**  
[japandesk@ascgroup.in](mailto:japandesk@ascgroup.in)  
**M: +91-9560699390**

免責事項:このニュースは細心の注意を払い作成しておりますが、参考情報としてのみ参照ください。特定の専門的なアドバイスを得ることなく、行動をとること、もしくは控えることを推奨しません。詳細についてはASC Groupにお問い合わせください。ASCグループおよびASCグループ取締役、従業員、代理人は、パートナーは本ニュースアップデートの情報に関して、またはそれに基づく決定を行った者、または行わなかった行為から生じるいかなる損失についても、一切の責任または注意義務を負わないものとします。

[CLICK HERE FOR CORPORATE PROFILE](#)

<https://www.ascgroup.in/>

